②　甲号組合及び乙号組合以外の投資事業有限責任組合における投資者保護上極めて不適切な状況（組合運営における目的外資金流用等）

【概要】

当社は、海外投資家である顧客との間で締結した投資事業有限責任組合契約において、当該組合の目的には個人に対する貸付は含まれていないにもかかわらず、知人の個人に対し分配金原資を含む貸付けを無担保で実行した。

⑵　株式会社ナレッジキャピタル

（公表日：平成24年10月16日）【附属資料２－４－３⑴④（番号２）参照】

○　金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

〔金商法第63条第４項に基づき金融商品取引業者とみなして適用する同法第38条第１号〕

【概要】

当社において、以下のとおり、虚偽の記載を行った提案資料を顧客に交付する等、金融商品取引契約の締結・勧誘に関して、顧客に虚偽のことを告げる行為が認められた。

・投資事業有限責任組合の運営者となる当社の業務内容として、当社が実施する予定のない業務を記載していた。

・当社の上場実績として、当社の設立以前に上場した銘柄等、当社が関与していない６銘柄を記載していた。

⑶　ＪＰアトラス株式会社

（公表日：平成24年12月12日）【附属資料２－４－３⑴④（番号３）参照】

○　ファンド出資金の流用

【概要】

当社は、匿名組合に係る出資金を、出資者に説明を行わないまま、匿名組合契約で定められた報酬を超過した金額を出資金預託口座から当社の経費口座に振替を行い、自社の社員の給与等の経費に流用していた。

⑷　株式会社スタンダードソサイエティ

（公表日：平成24年12月12日）【附属資料２－４－３⑴④（番号４）参照】

○　ファンド出資金の流用

【概要】

当社は、匿名組合に係る出資金を、出資者に説明を行わないまま、匿名組合契約で定められた報酬を超過した金額を出資金預託口座から当社の経費口座に振替を行い、自社の社員の給与等の経費に流用していた。

⑸　ベルプライムインベストメント株式会社

（公表日：平成25年２月７日）【附属資料２－４－３⑴④（番号５）参照】

①　金融商品取引契約の締結又は勧誘に関する虚偽の告知

〔金商法第63条第４項に基づき金融商品取引業者とみなして適用する同法第38条第１号〕

【概要】

当社は、ファンドの勧誘資料等において、自動売買システムでＦＸ運用を行う、顧客からの出資金を適切に区分管理する等の記載を行い、顧客に対し出資勧誘を行っていたが、実態は、運用に際し当該システムは使用されておらず、かつ、適切に区分管理も行われていなかった。

②　ファンド出資金に係る事業目的に反した金銭の貸付行為による一部流用

【概要】

当社は、ファンドに係る匿名組合契約において、事業目的を「外国為替証拠金取引による自己運用」としているが、甲社に対し金銭消費貸借契約に基づく金銭貸付けを実行し、事業目的に反し、ファンド出資金の一部流用を行っていた。

⑹　ワイズキャピタル合同会社等７合同会社

（公表日：平成25年３月１日）【附属資料２－４－３⑴④（番号６）参照】

○　自らが運営するファンドの出資金を無登録業者が流用することを黙認することでその役割を担っていた行為等

【概要】

ワイズキャピタル合同会社、ＭＪインベストメント合同会社、ＭＡＩＤＯ投資事業組合合同会社、ホライズンパートナー合同会社、アスライト合同会社、ドリームエックス合同会社及び合同会社フランチャイズ基金は、それぞれが営業者となっている匿名組合契約に基づく権利の取得勧誘行為を第二種金融商品取引業の登録を受けていない者に行わせていた。また、当該無登録業者は、出資金を、匿名組合規約書に明記された投資対象先への投資と全く異なる使途に用いたり、匿名組合の目的である投資やこれに関連する費用と関係のない当該無登録業者の経費に用いて流用していた。

こうした行為に関し、ホライズンパートナー合同会社、アスライト合同会社、ドリームエックス合同会社及び合同会社フランチャイズ基金は、出資金の管理・運用の実態を把握しておらず、ワイズキャピタル合同会社、ＭＪインベストメント合同会社及びＭＡＩＤＯ投資事業組合合同会社は、当該無登録業者が行う出資金の流用を黙認することで、その役割の一端を担っていた。

第８　無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て等

従来、登録を受けずに詐欺的な商法等を行う無登録業者及び適格機関投資家等特例業務届出者（以下「無登録業者等」という。）については、金商法上の登録を受けた業者と異なり、監督・検査という通常の行政対応が困難であることから、金融庁・証券監視委としては、警察等への情報提供や無登録業者等に対する警告書の発出及び業者名の公表等を行うこととし、その後は捜査当局により対応がなされてきた。

しかしながら、近年、無登録業者等による未公開株やファンドの販売等による被害が拡大し、社会問題化している状況に鑑み、これら無登録業者等に対する金商法第192条に基づく裁判所への禁止・停止命令の申立て（以下「192条申立て」という。）及びそのための同法第187条に基づく調査（以下「187条調査」という。）の活用が課題となってきた。

この制度は、証券監視委等からの申立てを受け、裁判所が、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができるものである。（附属資料２－５－３参照）

金商法第192条及び第187条については、米国の法制を参考にして昭和23年に制定された証券取引法の時代から同旨の条文が存在していたが、長い間活用されていなかった。しかし、平成20年の金商法改正によって、調査、検査等を通じ、日常的に金商法違反行為の監視を行っている証券監視委にも192条申立て及び187条調査の権限が委任された。さらに、平成22年の金商法改正によって、裁判所の命令の実効性を担保するため、命令に違反した法人に対し３億円以下の罰金という重い罰則が導入されたほか、迅速・柔軟な対応の観点から、証券監視委が192条申立て及び187条調査の権限を財務局長等に委任することも可能となった。

また、平成23年の金商法改正により、以下のとおり無登録業者に関する規制等が整備された。

・無登録業者が未公開有価証券の売付け等を行った場合における、その売買契約等の原則無効化

・無登録業者による広告・勧誘行為の禁止（１年以下の懲役、100万円以下の罰金）

・無登録業者に対する罰則の引上げ
３年以下の懲役、300万円以下の罰金⇒５年以下の懲役、500万円以下の罰金に改正

・無登録・無免許で業務を行う法人に対する罰則を行為者よりも重課（法人重課）⇒無登録で金融商品取引業を行う法人については、５億円以下の罰金

・従前、被申立人の住所地の地方裁判所に限り、192条申立てが可能であったが、違反行為が行われる地の地方裁判所でも申立てが可能に（192条申立ての裁判管轄の拡大）